



白山市職員のための
性の多様性への理解促進に向けた
ハンドブック

令和5年3月

白 山 市

はじめに

白山市では、「白山市人権教育・啓発に関する行動計画」に基づき、すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、お互いに多様な個性・ちがいを認め合い行動できる共生社会の実現を目指しています。こうした中で、性の多様性に関する問題についても正しい知識の周知と啓発を図っているところです。

しかし、「異性愛が当たり前である」といった考えや、性別を男女のみに限定している考えを前提とした社会においては、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別がいまなお根強く存在しています。

このような社会の中では、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）と呼ばれる「LGBTQ+」の人々は、周囲の心ない偏見にさらされたり、生活上の制約を受けたりするなど、人権が侵害されることによって様々な困難を抱えているのが実情です。

このハンドブックでは、性の多様性に関する基礎知識や日常業務における心構え、職場での留意点をまとめました。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、職員一人ひとりが多様な性に対する理解を深めるとともに、適切な配慮・対応を身に付け、市民サービスの向上・より良い職場環境づくりに役立てていただきたいと思います。

目 次

I 性の多様性について

1 性のあり方を構成する4つの要素	1
2 いろいろある多様な性のあり方	2
3 性的少数者は「いない」のではなく、 「言えていない」「見えていない」だけ	3
4 カミングアウトは 本人が望んだ場合にするもの	3
5 アウティングは絶対にしない	3
6 カミングアウトを受けたら	4

II 性的少数者に対する誤解や偏見と直面する問題

性的少数者が直面する困りごとの例	5
性的少数者に対する誤解や偏見	6

III 職員に求められること

1 市民等に対して	7
2 職場における対応	9

IV 相談窓口

V 参考資料等

I 性の多様性について

自分も含めて性のあり方は多様であることを理解し、「自分にとっての当たり前が相手にとっては当たり前とは限らない」という意識を持つことが大切です。

1 性のあり方を構成する4つの要素



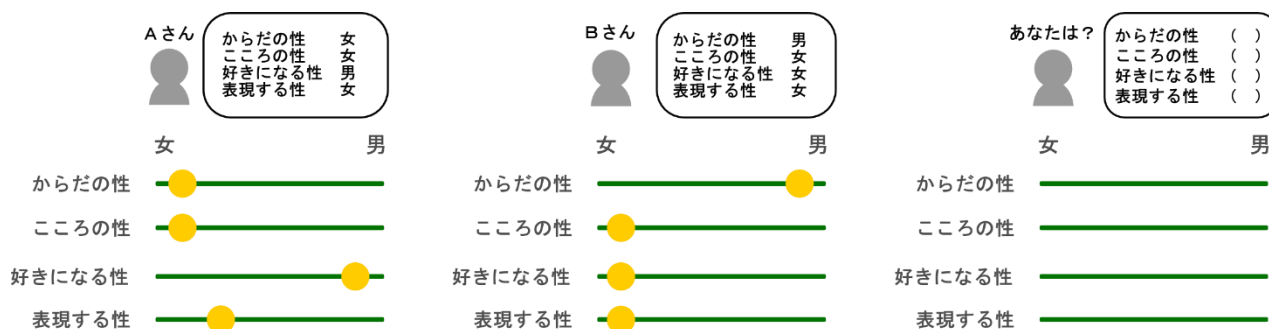
性のあり方（セクシュアリティ）は、主に4つの要素によって形づくられます。それに加えて、恋愛感情や性的関心を抱く度合も一人ひとり違います。

この4つの要素の組み合わせ・度合は、人の数だけあり、「どれが正しく、どれが間違っている」というものではありません。

性のあり方を構成する4つの要素	
からだの性（生物学的性別）	割り当てられている性別は何か
こころの性（性自認）	自分の性別をどう認識しているか
好きになる性（性的指向）	好きになる相手の性別は
表現する性（性表現）	どんな服装や行動、ふるまいを好むか

皆さんは、どちらにどれくらい向いていますか？

例えば、女性だと自分を認識している人の中にも、自分をどう表現するか、どう呼ばれたいかなどは違います。また、服装の好みも違います。

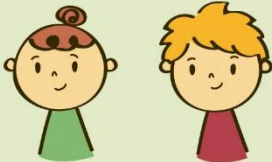


2 いろいろある多様な性のあり方

性自認 (Gender Identity) -----

シスジェンダー

性自認がからだの性と一致している人たち



非シスジェンダー

性自認がからだの性と一致していない・違和感を持つ人たち



性自認が女性で割り当てられた性別が男性

トランスジェンダー女性



性自認が男性で割り当てられた性別が女性

トランスジェンダー男性



性自認および性表現において、女・男と認識しない、認識したくない、区分に当てはまらないという人たち

ノンバイナリー



性自認において、女・男と認識しない、認識したくない、区分に当てはまらないという人たち

エックスジェンダー



カテゴリーにこだわritくない、まだ自分の性自認や性的指向がわからない人たち

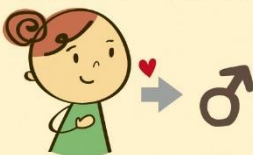
クエスチョニング

性的指向 (Sexual Orientation) -----

異性愛者

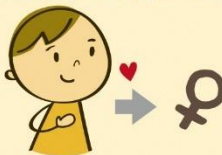
恋愛や性的な対象が異性に向いている人たち

女性として男性が好き



ヘテロセクシュアル女性

男性として女性が好き



ヘテロセクシュアル男性

非異性愛者

恋愛や性的な対象が異性以外の人に向いている人たち

女性として女性が好き



レズビアン
(女性の両性愛者)

男性 / 女性として、どちらの性別の人とも好き



バイセクシュアル (両性愛者)

男性として男性が好き



ゲイ (男性の両性愛者)

相手の性別や性自認に関係なく好きになる



パンセクシュアル

誰にも、恋愛や性的な感情を抱かない
= 恋愛や性的魅力を感じない



アセクシュアル

- シスジェンダー・異性愛者に当てはまらない人たちを「LGBTQ+」と言います。「LGBTQ+」は、レズビアン (L)、ゲイ (G)、バイセクシュアル (B)、トランスジェンダー (T)、クエスチョニング (Q) の頭文字と性が多様であることを意味する「+」を組み合わせたものです。
- これらは、ほんの一例にすぎません。人の数だけ性のあり方は存在します。
- これらの呼び名は、本人が自分の性のあり方を表現するためのものです。誰かを分類したり、名指して「この人はこうだ」と決めつけたりするのはやめましょう。

3 性的少数者は「いない」のではなく、「言えていない」「見えていない」だけ

日本におけるLGBTQ+の人の割合は8.9%であるという結果が出ています。（「電通LGBTQ+調査2020」より）そして、LGBTQ+の人は、数字的だけではなく社会的にも不利な状況に置かれているため、性的少数者とも呼ばれています。

日本での左利きやAB型の人の割合が10%前後であることを考えると、性的少数者はこれらの人たちと同じように本来身近な存在であると考えられます。しかし、ほとんどの人が「性的少数者が身近にいない」と感じているのではないのでしょうか。

それは、いまだに差別や偏見の対象となったり、実生活やメディアで性的少数者に対する嫌悪をあらわにしたような場面・表現があったりするため、自分が性的少数者であることを悟られないよう、細心の注意を払いながら生活をしている場合が多いからです。

つまり、「いない」のではなく、「言えていない」「見えていない」だけで、誰もが性的少数者と接している可能性があります。



4 カミングアウトは本人が望んだ場合にするもの

カミングアウトとは、本人が自分の性自認や性的指向を表明することを言います。誰もがカミングアウトするものでもなく、必ずしもカミングアウトしなければならないものではありません。

カミングアウトすることで、本人が自分を偽り続ける必要がなくなる一方で、周囲の理解がない環境では、右記の「デメリット例」のように問題が深刻化する場合があります。そのため、カミングアウトをしない人が圧倒的に多いのが現状です。

《カミングアウトのデメリット例》

- 周囲の理解がない場合、嫌がらせや差別を受ける。場合によっては、いろいろな機会を奪われる。
- 知られたくない相手にまで自分の性自認や性的指向が伝わる。

5 アウティングは絶対にしない

アウティングとは、本人の了解なく、その人の性自認や性的指向を他者に無断で勝手に明かすことを言います。アウティングは命にかかわる暴力行為です。

アウティングにより、本人が望まない相手にセクシュアリティを知られたり、噂をされたりして、結果として、いじめにあったり、学校や職場での居場所がなくなったり、その結果、自殺に追い込まれたりする人もいます。

6 カミングアウトを受けたら

家族、友人、職場の同僚（部下）などから、あなた自身がカミングアウトを受ける可能性は十分にあります。

家族や友人に対しては、「知っていて欲しい」といった場合もありますが、職場でのカミングアウトは、「実際に困っていることがある」「知っておいてもらった方が楽だ」などの理由でカミングアウトする人が多いと考えられます。

まずは、相手の話をしっかり聞き、「何かできることはないか」「配慮できることはないか」などの声かけをしましょう。



（１）相手の言葉を聞く

相手は自分のことを理解してもらえるか不安を感じています。相手の言葉を遮ったり、話を急かしたりせず、相手のペースに合わせて話を聞いてください。

また、性的少数者であることは、その人の一部であってすべてではありません。「性的少数者はこうだ」などと決めつけないよう気をつけましょう。

（２）できることは何か聞く

カミングアウトは、ただ気持ちを聞いて欲しいだけの場合もありますが、具体的な悩みを抱え、助けを求めている場合もあり、個々が抱える状況や環境、ニーズに合わせた適切な配慮が求められます。「何か困っていることがないか」など、まずは相手の悩みを否定せずに受け止めましょう。その上で、できることを一つずつ行動に移していきましょう。

（３）誰に打ち明けているか聞く

自分以外にもカミングアウトをしている人がいるのか、誰に知られたくないのかを確認してください。自分よりも親しい人（家族、親友）だからといって、その人にもカミングアウトしているとは限りません。

また、業務上、他課の職員と情報共有を要する場合は、事前にその必要性や共有範囲などについて本人に説明し理解を得ることが重要です。

《カミングアウトを受けて不安》

カミングアウトを受けて自分の心の中だけで留めておくことが不安な人は、性的少数者に関する電話相談を活用してください。 相談窓口→P11へ

Ⅱ 性的少数者に対する誤解や偏見と直面する問題

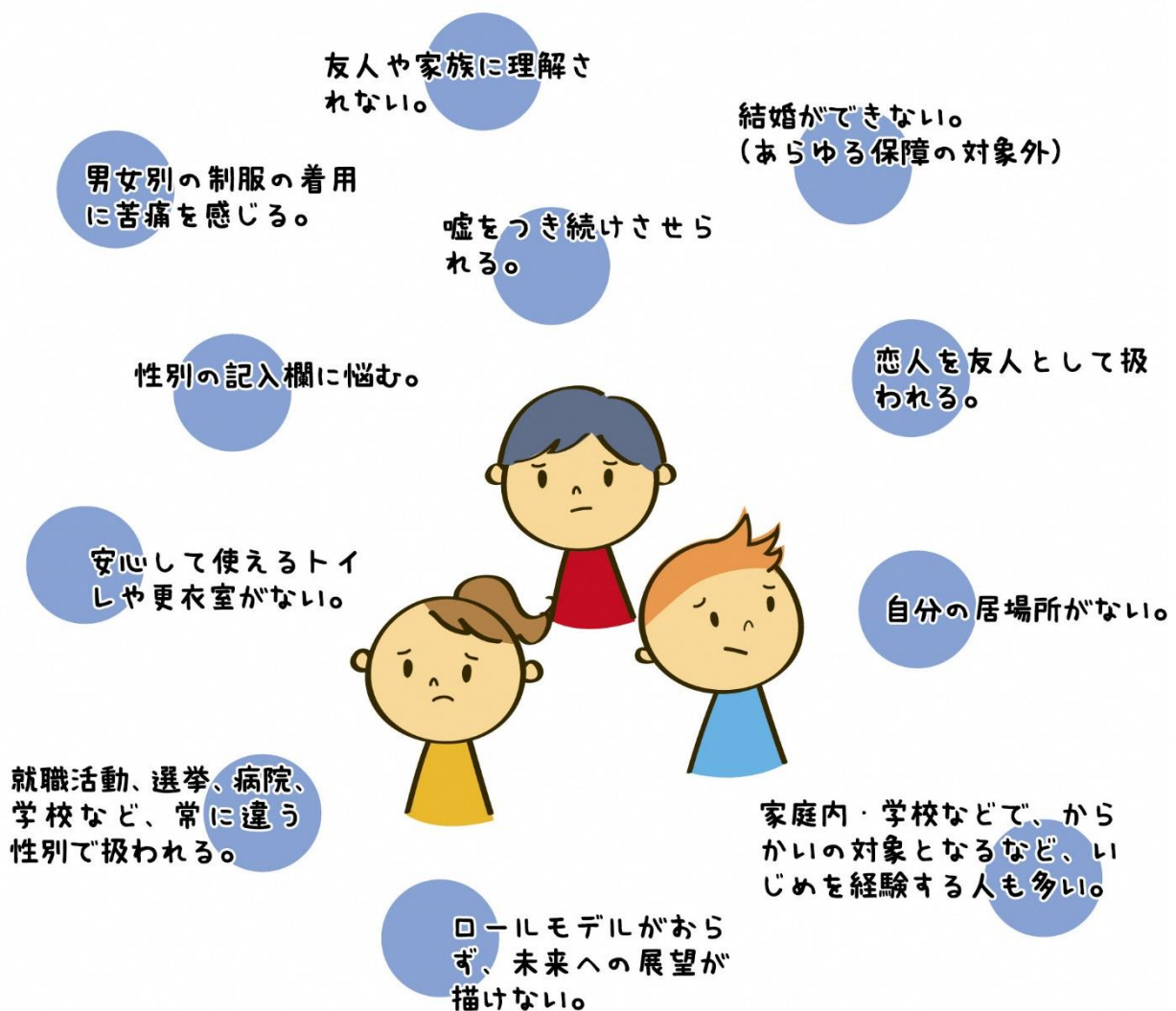
性的少数者に対する社会的な認識が進んできているとはいえ、いまだに誤解や偏見を受けています。

また、性的少数者が身近な存在として想定されていない社会では、日常の様々な場面で困りごとに直面しています。

性別が、「女性」「男性」の二つで区分されていたり、異性愛を前提とした会話が日常的に繰り広げられていたりするなど、あらゆる場面で当事者は「理解されない」と感じ、日々生きづらさや孤独を感じています。

性的少数者が直面する困りごとの例

(LGBT の困難事例リスト第3版：LGBT 法連合会より)



性的少数者に対する誤解や偏見

「性的少数者って〇〇な人でしょ？」

テレビ、小説、漫画、ネットなどで性的少数者を目にする機会が増えましたが、その中には誤解を招くものや、見る人を引きつけるために誇張されたものも多くあります。たまたま見聞きした個性的な特徴を性的少数者全体の特徴だと誤解しないように注意が必要です。

性的少数者であることは、その人の一部であって全部ではありません。決めつけたり、ひとくくりにしたりしてはいけません。

性的指向って趣味嗜好の話？

性的指向は、性的な要求や恋愛感情がどの性別に向くかという方向性を指す言葉です。異性を好きになる異性愛、同性を好きになる同性愛、同性も異性も好きになる両性愛など、好きになる相手の性別の話であり、趣味や嗜好のように変えたり変わったりするものではありません。

また、性的指向の話をする、性的異常者を想像して「相手の同意なしにおよぶ性行為」や、「未成年への性的関心欲求（小児愛）を持ち、行動に移すこと」と混同してしまう人がいますが、明らかな偏見です。こうした行為は異性愛であっても同性愛であっても犯罪行為であり許されません。

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルは誰でも好きになる？

「誰でも好きになる」「性に奔放」というイメージは、先入観による思い込みです。それらは個人の恋愛観の話であり、全体の特徴ではありません。また、性的少数者という言葉から、性行為のことを全面的に連想する人もいるかもしれませんが、これも明らかな偏見です。

トランスジェンダーは誰もが性別適合手術を望んでいる？

トランスジェンダーの人の中には、性別適合手術を受ける人もいますが、全員がそれを望んでいるわけではありません。服装を変えたり、髪形を変えたり、ホルモン療法のみでいいなど、自分がしっくりいく状態はそれぞれです。周囲が性別適合手術を強制することは、人権侵害になります。

一方、戸籍の性別を変更するためには現行法上、性別適合手術が必要要件となっています。しかし、外科的手術には身体へのリスクや費用負担などの問題もあるため、手術を受けずにいる人もいます。こうした人は、戸籍の性別を変更できず、日常的な困難を抱えていることが指摘されています。

一次的な気の迷い？

自分が性的少数者だと自覚するまでには、いくつかの段階があると言われています。多くの場合、日常生活の違和感からはじまり、その感覚が積み重なり、様々な経験を経て、「自分は性的少数者かもしれない」と考えるようになります。性のあり方は、他人が決めるものではありませんし、他人から言われて変えられるものでもありません。

また、バイセクシュアルの人が異性と結婚したからといって、バイセクシュアルではなくなるわけではありません。「結局は異性同士に落ち着くよね」「普通に戻ったね」という声かけは、バイセクシュアルの性のあり方を否定する発言で、「異性愛が当たり前」とされる考え方を前提としている発言です。

性的少数者が増えている？

メディアなどで目にする機会が増えたことで、今まで「見えていない」存在だった性的少数者が少しずつ「見える」存在へと変わってきているだけで、増えているわけではありません。

Ⅲ 職員に求められること

市役所には様々な人が来庁されます。そして様々な人が働いています。職員一人ひとりが普段から性の多様性について理解を深め、どのような対応が求められているかを考えることが大切です。

1 市民等に対して

(1) 本人確認

書類上の性別と外見等の性別が一致しないからといって、必要以上に見比べたり、何度も聞き直したり、周囲の人に聞こえる声で確認することは避けてください。

《対応例》

- 性別や名前が周囲に分からないよう配慮し、提示された書類等を指し示して「こちらでお間違いないですか？」などと尋ねる。
- 性別の確認に固執することなく、生年月日や住所など他の方法で確認する。
- 性別欄は、法的に義務付けられたものや、事務上で必要とするものを除いて、不要な場合は性別欄を削除する。なお、性別欄を設ける場合は、「男性・女性」以外の選択肢を設けたり自由記述にしたりするなどして、男性・女性の二択にしない。

例1 男性・女性・()・回答しない 例2 性別()

(2) 窓口での呼び出し

性的少数者の中には、名前から想定される性別と表現する性が異なることから、名前と呼ばれることを望まない人もいます。窓口での呼び出しは、周囲に性別が分からないよう配慮してください。

《対応例》

- 番号札による対応が望ましい。
- 名前を呼ぶ場合は名字だけにする。同じ苗字の人が複数いた場合は、名前以外の情報で確認する。

（３）家族・パートナーの呼称

パートナーが異性であるとは限りません。性別や関係性を決めつけるような表現は避けてください。

《対応例》

- 夫、妻、ご主人、奥さん⇒配偶者、パートナー、お連れ合いなど
- 息子さん、娘さん⇒お子さん
- お父さん、お母さん⇒保護者の方、ご家族の方

（４）トイレ、更衣室等の利用

性自認が割り当てられた性別と一致しない人などの、トイレ・更衣室等の利用には難しい課題があります。トランスジェンダーの人は「自分が他者からどのように見られているか」ということにかなり注意を払っており、不安がある場合は、多目的トイレを使用する、または、トイレの使用自体を控えると言われています。

市内の公共施設に設置されているバリアフリートイレは、性別や障害の有無などに関わらず誰でも使えるトイレです。しかし、周囲からの視線等を気にして利用できない場合も想定されます。誰もが安心して利用できる方法を社会全体で考えていく必要があります。

《対応例》

- 性別による区別のないトイレ等を設置することも有効ですが、その利用のみを強制することがないように注意が必要です。
- 性的少数者の人だけに利用を限定しているかのような表示は、かえって当事者への配慮を欠くことになるので注意が必要です。

（５）災害時の対応

災害時には、誰もが被災者であり、行政も特別な状況となります。すべてに対応することは難しいとしても、日頃から性自認や性的指向が多様であることを考慮して、災害時に想定される課題を整理し、避難所の運営を行うことが必要です。

《対応例》

- 避難所のトイレ、更衣室、共同浴場等の使用における配慮
- 相談や支援を実施する際のプライバシーへの配慮
- 自己申告に基づく避難生活に必要な物資の配布（下着・衣類、生理用品等）

2 職場における対応

当事者が「いる」「いない」にかかわらず、日頃から「性は多様である」ということを意識し、「男性だから」「女性だから」と決めつけないことが大切です。

差別や偏見のない職場環境をつくることによって、「相談しても大丈夫」と思える雰囲気づくりをしていきましょう。

(1) 知識と心構え（^ソ^ジSOGIハラについて）

パワハラ防止法の施行により、性的指向・性自認に関する侮辱的な言動もハラスメントであると明言されました。

本市ではハラスメントの防止に向けて、「白山市ハラスメント防止に関する方針」を定めています。相手のセクシュアリティに関わりなく、行為者側がハラスメントを意図していなくても、性的指向や性自認を揶揄するいわゆる「ホモネタ」、「レズネタ」等の言動はハラスメントとなりうることに十分注意が必要です。

《^ソ^ジSOGIハラとは》

性的指向（**S**exual **O**rientation）と性自認（**G**ender **I**ntity）に関して行われる侮蔑的な言動、社会的不利益を生じさせるいやがらせを行うことを言います。

また、アウティング（その人の性自認や性的指向を他者に無断で勝手に明かすこと）は、暴力行為ともなるハラスメント行為です。

《ハラスメントに関する相談窓口について》

ハラスメントの形態は極めて多様であり、各職場での解決が難しい場合や、上司等に相談しにくい事例も考えられるため、職員等が気軽に相談できる相談窓口を設置します。（白山市ハラスメント防止に関する方針より）

白山市職員ハラスメント相談窓口：総務部職員課・教育委員会教育総務課

(2) 望む性別での就労

①服装について

作業服や業務用の服については、そもそも男女で分ける必要があるか検討しましょう。また、個人の服装について、男らしさ女らしさを強要することはハラスメントになる場合もあります。

②通称名の使用

性的少数者の中には、戸籍上の性別と性自認が一致しないことから、自分の名前に違和感を持つ人がいます。そのことにより、働く上で不都合が生じる場合があります。

③施設の利用

戸籍上の性別以外の施設利用の申し出があった場合は、本人の希望する施設の利用ができるよう配慮するとともに、他の利用者への配慮との均衡を視野に入れながら検討します。宿泊を伴う研修や出張などは、部屋割りや入浴時間をずらす等の配慮が必要です。

（３）差別的な言動に注意

性的指向や性自認を揶揄するいわゆる「ホモネタ」、「レズネタ」等の言動は、差別的行為であることを認識する必要があります。飲み会など職場の延長線上にある場でも SOGI ハラとなります。

こうした言動は性的少数者本人だけでなく、その家族や、性的少数者の友人を持つ人にとっても精神的に大きな苦痛となり得ます。

《分類しない・決めつけない》

性のあり方は、人の数だけあって、どれが正しい・間違っているというものではありません。「〇〇だから～だ」などと、誰かを分類したり、決めつけたりしないことが重要です。

（４）採用選考・人事評価

性自認及び性的指向を理由とした差別を行ってはいけません。本人の仕事の適性や能力で判断する必要がありますが、個々の事情に応じた適切な配慮も忘れてはなりません。また、見た目や服装が書類上の性別と異なる場合であっても、不利益な取扱いをすることがないよう徹底する必要があります。

（５）福利厚生・安全衛生

休暇や福利厚生制度については、対象の制度や利用に当たっての要件確認の方法等について、法令との整合性及び国や他自治体における対応状況等を踏まえながら検討する必要があります。

《市職員の休暇制度》

白山市職員は、パートナーシップ宣誓をしたパートナーの忌引き等の特別休暇の取得などができます。（他の自治体の制度を利用しても可）

《白山市パートナーシップ宣誓制度》

性的少数者をはじめ、さまざまな事情によって婚姻の届け出をせず、あるいはできずにいる方々の悩みや生きづらさを少しでも軽減し、その生き方を尊重するものです。（詳しくは、市ホームページを参照）

<https://www.city.hakusan.lg.jp/machi/danjyo/1007207/1007173.html>



IV 相談窓口

◎こころの相談

- ・石川県こころの相談ダイヤル TEL 076-237-2700

◎人権相談

- ・みんなの人権 110 番 TEL 0570-003-110
- ・子どもの人権 110 番 TEL 0120-007-110

◎よりそいホットライン

- ・一般社団法人 社会的包摂サポートセンター TEL 0120-279-338

◎厚生労働省相談窓口一覧「悩みを抱えている方へ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/soudan_info.html



□啓発資料の貸出など

◎白山市の啓発資料

<https://www.city.hakusan.lg.jp/machi/danjyo/1007207/1003406.html>



- ・啓発リーフレット『いろいろちがってみんないい』
自由にダウンロードできます。
- ・啓発パネルの貸し出し
性の多様性に関する啓発パネルの貸し出しを行っています。

◎石川県人権ビデオ・DVDライブラリ

「人権」について学んだり、考えたりするための教材・資料として、ビデオやDVDの貸し出し（無料）を行っています。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/soumu/jinken/library.html>



V 参考資料等

◎西宮市（令和3年3月 編集：男女共同参画推進課）

「多様な性に関する職員ハンドブック」

https://www.nishi.or.jp/bunka/danjokyodosankaku/tayousei_torikumi/LGBTQpolicy.files/LGBTQhandbook.pdf



◎金沢市・金沢市教育委員会（令和2年3月 編集：人権女性政策推進課）

『「多様な性」への理解の促進と支援のための金沢市職員・教職員ハンドブック』

<https://www4.city.kanazawa.lg.jp/material/files/group/42/24184007.pdf>



◎LGBT 法連合会

『性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）』

<https://lgbtetc.jp/#sec04>



◎電通『LGBTQ+調査 2020』

<https://www.dentsu.co.jp/news/release/2021/0408-010364.html>



「白山市職員のための性の多様性への理解促進に向けたハンドブック」

令和5年3月

発行 白山市

編集 白山市市民生活部男女共同・人権推進室

〒924-8688 白山市倉光二丁目1番地

TEL 076-274-9577 FAX 076-275-2211

監修 元山琴菜 講師（北陸先端科学技術大学院大学）